

——判断能力が十分ではない方の財産を守り生活を支える——

# 成年後見制度 と 相談窓口のご案内

高齢者や障がいのある方が、  
住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるように、  
成年後見制度についての相談をお受けし利用のお手伝いをします。

物忘れが増えて  
お金を管理することが不安。



財産管理に関すること

制度を利用する  
手続きがむずかしい。



制度の利用に関すること

悪質商法の被害に  
あっていないか心配。



契約に関すること

障がいのある  
わが子の将来が心配。



将来に関すること

このようなことでお困りのときは、身近な相談窓口  
または北見地域成年後見中核センターにご相談ください。

# 成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどで福祉サービスの契約や預貯金の管理などが困難な方の権利や財産を保護し、支えるための制度です。

成年後見制度には、判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」と、元気なうちにあらかじめ任意後見人や将来の支援内容を自分で決めておく「任意後見制度」があります。

## 法定後見制度

### 法定後見制度申立手続きと開始までの流れ

判断能力

低い

高い

本人や家族などが家庭裁判所に申立てし、後見人等が選任されます。判断能力により、3つのタイプがあります。

後見



本人の判断能力はほとんどない状態

保佐



本人の判断能力はかなり衰えている状態

補助



本人は少し物忘れを自覚しており援助が必要な場合もある状態

### 市民後見人とは？

- 専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）や、親族以外の市民で、本人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、身近な立場で支援する後見人等のことです。
- 成年後見制度の利用が増える中で、支え合う温かな地域づくりに向け「市民後見人」の活躍が期待されています。

### 後見人が行えないこと

- 入院や施設入所時の保証人、身元引受人になること。
- 医療行為に対する同意。
- 介護や家事などをすること。
- 本人の本質的な意思が必要な行為（遺言、結婚、認知、養子縁組など）。

### STEP 1 検討

#### ■ 申立人を検討する

申立のできる人は本人、配偶者、四親等内の親族または市町村長、検察官など。

#### ■ 後見人の候補者を検討する

本人の親族、法律・福祉の専門職、市民後見人や法人（社団法人・福祉法人）など。

### STEP 2 申立て準備

#### ■ 申立てに必要な書類と費用

申立書類のほか本人の戸籍謄本・住民票、本人が後見登記されていないことの証明書（計 1,000 円程度）、本人の診断書（成年後見用 1 万円程度）、後見等候補者の住民票または戸籍抄本、収入印紙（3,500 円程度）・切手（4,000 円程度）鑑定費用（5 万円程度）費用合計…7 万円程度

※申立時に鑑定費用は不要です。

※鑑定省略の場合、鑑定費用はかかりません。

### STEP 3 申立て

申立人が本人の所在地の家庭裁判所に予約をとり申立てます。

### STEP 4 後見人等の選任および審判

#### ■ 家庭裁判所による審判の決定と確定

審判の決定後、2 週間以内に不服申立てがなかった場合に審判確定となります。

### STEP 5 法定後見開始

家庭裁判所の審判内容にもとづき、後見人等が本人の支援を開始します。

#### ■ 活動の報告をする

後見人等が本人の財産の状況を明らかにし、預貯金、有価証券、不動産、保険などを一覧表にした「財産目録」を作成し、家庭裁判所に提出します。

また、定期的に家庭裁判所に活動報告をします。

後見人等に支払う報酬は本人の財産状況や後見活動の内容に応じて家庭裁判所が決定します。

### 後見人等にはどんな人がなるの？

- 家庭裁判所が本人にとって誰が最善かを考え後見人等を選任します。
- 後見人等に選ばれるのは、本人の親・兄弟姉妹などの親族の方や、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職や市民後見人、社団法人、福祉法人など。

※後見人等＝成年後見人、保佐人、補助人、未成年後見人のことをさします

## 後見人に与えられる権限

### 代理権

介護認定の申請や福祉サービスの契約などを後見人等が本人に代わって行うことができます。

また、本人のために預貯金の預け入れ、払い戻しなど金融機関の手続きができます。ただし、保佐・補助類型の場合、代理権の範囲は本人の同意と判断能力の程度によって異なります。

※日用品の購入、その他日常生活に関する行為は同意権・取消権の対象とすることはできません。

### 同意権・取消権

「同意権」とは、本人が重要な財産に関する契約等を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討し、問題がない場合に同意（了承）する権限です。

「取消権」とは、本人が行った法律行為を取り消す権限です。本人の判断能力が十分でなく、本人に不利益が及ぶような契約をしてしまった場合にその契約を取り消すことができます。ただし補助類型の場合、本人の意向により権限の範囲は異なります。

## 任意後見制度

### 任意後見制度申立手続きと開始までの流れ

#### 元気で契約能力がある人が対象



現在は大丈夫ですが、将来の財産管理や生活が不安なので、あらかじめ後見人や支援して欲しいことを契約で決めておきます。

### 公証役場で契約

判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備えて任意後見人を決めておき、公証役場にて任意後見契約を結びます。任意後見人は、任意後見契約で決めておいた財産管理や身上保護に関する法律行為を本人に代わって行います。

※同意権・取消権はありません。

### 任意後見人の基本的な仕事の中身は？

任意後見人の役割は、本人の意向を汲みながら、財産をきちんと管理することや、介護や生活面のバックアップをすることです。

後見人等の役割はおむつを替えたり、掃除をしたりという事実行為をすることではなく、あくまで介護や生活面の手配をします。

## 後見人が支援できること

### 財産管理

後見人等が本人の預貯金の管理や不動産などの処分、遺産分割など財産に関することについて保護・支援します。本人のために必要な支出を計画的に行います。

### 身上保護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退院手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかわる契約などの支援をします。

### STEP 1 検討

#### ■ 後見人を決める

成人していれば親族や友人など誰でもなることができます。身近に任意後見人になってくれる人がいない場合は弁護士や司法書士などの専門家や社団法人や福祉法人などを任意後見人とすることも可能です。

#### ■ 委任する内容を定める

財産管理に関する法律行為、身上保護に関する法律行為、任意後見人に支払う報酬など。

### STEP 2 契約

#### ■ 任意後見契約の締結

本人と任意後見受任者が公証役場に行き契約を結びます。

#### ■ 必要な書類（発行後3ヶ月以内のもの）

本人：住民票、印鑑登録証明書（又は顔写真付身分証明書）、戸籍謄本  
任意後見受任者：住民票、印鑑登録証明書（又は顔写真付身分証明書）

#### ■ 契約書作成費用

- ①任意後見契約公正証書作成の基本手数料……11,000円  
※4枚を超えると、超える1枚ごとに250円加算
- ②登記嘱託手数料……1,400円
- ③印紙代……2,600円
- ④書留郵便料……約540円
- ⑤正本謄本作成手数料……1枚250円×枚数

任意後見契約と併せて通常の委任契約（見守りや死後事務など）も締結する場合は、その委託契約について、さらに上記⑤が必要となり、委託契約が有償のときは①の額が増額される場合があります。

### STEP 3 申立ての準備と申立て

#### ■ 申立てに必要な書類と費用

[申立てできる人]

本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者（任意後見人となることを予定されている人）です。

[提出する書類]

申立関係書類、戸籍抄本・登記されていないことの証明書（300円）・診断書等です。

[監督人の選任にかかる費用]

- ①収入印紙…3,000円程度
- ②郵便切手…3,500円程度
- ③診断書…1万円程度
- ④鑑定費用…5万円程度

※申立時に鑑定費用は不要です。

※鑑定省略の場合、鑑定費用はかかりません。

#### ■ 申立て

申立人が本人の所在地の家庭裁判所に予約をとり申立てます。

### STEP 4 任意後見監督人の選任及び任意後見開始

任意後見人が正しく職務を行っているかを確認するために、必ず家庭裁判所により任意後見監督人が選任されます。任意後見人は定期的に任意後見監督人に活動報告をし、家庭裁判所の判断により報酬額が決定されます。



※成年後見制度に関する詳細は北見市社会福祉協議会 Web サイトでもご覧いただけます。

# 北見地域成年後見中核センターでは北見市・訓子府町・置戸町を対象とした 成年後見制度中核機関の運営を開始しました

中核機関とは成年後見制度利用促進基本計画に基づき、住民が安心して生活できる地域づくりに必要となる権利擁護体制を構築したり、コーディネートする核となる機関です。

## 成年後見制度に関する相談受付と対応(苦情・要望を含む)

- 判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。
- 成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えていきます。
- 相談内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心して生活できるように支援します。

## 成年後見制度に関連した外部専門職による相談

- 弁護士・司法書士による相談  
毎月第4水曜日(14:00～16:00)
- 社会福祉士による相談  
毎月第2水曜日(14:00～16:00)  
※事前に予約が必要です。  
※相談時間:30分、費用:無料
- 相談会場  
北見市総合福祉会館  
置戸町地域福祉センター「ほのか」  
訓子府町総合福祉センター「うらら」

## 成年後見制度に関する普及啓発

- 「成年後見制度」の理解を深めていただく講演会や研修会を開催するとともに、出前講座等の講師派遣を行います。
- 「成年後見制度」を知っていただくために、ホームページ、フェイスブック、ニュースレター等で広く情報を発信します。

## 後見人の支援

- 親族後見人や市民後見人等の活動について相談に応じたり専門職や関係機関による意思決定支援やチーム支援を検討実施します。

## 市民後見人の養成・支援

- 地域における身近な存在として後見人等を担う市民後見人の養成を行うとともに、活動を支援します。

## 運営委員会・審査検討会の開催

- センターの適正な運営のため、以下の団体の法律・福祉関係者等からなる「運営委員会」と「審査検討会」を設置しています。
- ◇釧路弁護士会、釧路司法書士会(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート釧路支部)、公益社団法人北海道社会福祉士会オホーツク地区支部、訓子府町地域ケア会議、置戸町地域ケア会議、北見市民生委員児童委員協議会、北見赤十字病院、一般社団法人北海道精神保健福祉士協会道北ブロック、北見市地域包括支援センター連絡協議会、北見市障がい者相談支援センター、北見地域介護支援専門員連絡協議会

## 権利擁護に関する地域連携ネットワークの構築

- 権利擁護に関する情報集約や、各種調査等をとおして、どこにいても権利擁護支援が届く仕組みづくりに関係機関や住民等と一緒に進めます。

## 申立てに関する手続き支援

- 家庭裁判所に申立てをする際に必要な書類の説明や、申立書の書き方、内容確認等の支援を行います。  
また、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、申立人が不在の場合の相談に応じます。
- 首長申立ての際には北見市・訓子府町・置戸町からの依頼に基づき親族に申立意見書を送付するなどの一部事務を担います。

## 北見地域の成年後見制度に関する相談窓口

北見市の相談窓口	住所	電話番号
高齢者相談支援センター中央	北見市北斗町2丁目1番27号 ナカシンビル1階	0157-26-0061
高齢者相談支援センター東部・端野	北見市桜町5丁目61番地	0157-69-5111
高齢者相談支援センター西部・相内	北見市とん田東町450番地9	0157-66-0166
高齢者相談支援センター南部	北見市北光296番地9	0157-57-3161
高齢者相談支援センター北部	北見市高栄西町7丁目11番4号 高齢者生活相談所内	0157-22-7800
高齢者相談支援センター常呂	北見市常呂町字常呂332番地2	0152-63-2026
高齢者相談支援センター留辺蘂	北見市留辺蘂町東町84番地1 はあとふるプラザ1階	0157-42-5008
障がい者相談支援センター「ほっと」	北見市大通西2丁目1番地まちきた大通ビル5階	0157-69-3003
障がい者相談支援センター「びあ」	北見市留辺蘂町栄町127番地21	0157-42-2188
障がい者相談支援センター「夢ふうせん」	北見市常呂町字常呂185番地	0152-54-1300
障がい者相談支援センター「サポートネット北見」	北見市北9条東1丁目14番地	0157-31-3399
訓子府町の相談窓口	住所	電話番号
訓子府町地域包括支援センター	常呂郡訓子府町東町398番地	0157-47-5555
置戸町の相談窓口	住所	電話番号
置戸町社会福祉協議会	常呂郡置戸町字置戸246番地の3 置戸町地域福祉センター内	0157-52-3347
成年後見制度専門相談窓口(中核機関)	住所	電話番号
北見地域成年後見中核センター(北見市社会福祉協議会)北見市寿町3丁目4番1号		0157-61-8182

※相談窓口がわからないときは北見地域成年後見中核センターにご相談ください